

定 款

社会福祉法人
さくら福祉会

社会福祉法人さくら福祉会 定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業及び公益事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームさくらホームの経営
- (ロ) 特別養護老人ホームさくらホーム広野の経営
- (ハ) 特別養護老人ホームさくらホーム山形の経営
- (ニ) 特別養護老人ホームさくらホーム天童の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人短期入所事業（さくらホーム）の経営
- (ロ) 老人短期入所事業（さくらホーム広野）の経営
- (ハ) 老人短期入所事業（さくらの里）の経営
- (ニ) 老人短期入所事業（さくらホーム山形）の経営
- (ホ) 老人短期入所事業（さくらホーム天童）の経営
- (ヘ) 老人デイサービスセンター（介護予防センターさくら広野）の経営
- (ト) 老人デイサービスセンター（つどいの家亀ヶ崎）の経営
- (チ) 老人デイサービスセンター（介護予防センターさくら）の経営
- (リ) 老人デイサービスセンター（介護予防センターさくら東泉）の経営
- (ヌ) 老人デイサービスセンター（介護予防センターさくらの里）の経営
- (ル) 老人デイサービスセンター（さくらの家かほく）の経営
- (ヲ) 老人デイサービスセンター（介護予防センターさくら山形）の経営
- (ワ) 認知症対応型老人共同生活援助事業（みどり）の経営
- (カ) 認知症対応型老人共同生活援助事業（かほく）の経営
- (ヨ) 認知症対応型老人共同生活援助事業（みかわ）の経営
- (タ) 認知症対応型老人共同生活援助事業（まつやま）の経営
- (レ) 認知症対応型老人共同生活援助事業（北山形）の経営
- (ソ) 認知症対応型老人共同生活援助事業（村山）の経営
- (ツ) 認知症対応型老人共同生活援助事業（亀ヶ崎）の経営
- (ネ) 認知症対応型老人共同生活援助事業（大江）の経営
- (ナ) 小規模多機能型居宅介護事業（さくら住吉町）の経営
- (ラ) 小規模多機能型居宅介護事業（さくら広野）の経営
- (ム) 小規模多機能型居宅介護事業（さくら松山）の経営
- (ウ) 小規模多機能型居宅介護事業（さくら東泉）の経営
- (キ) 小規模多機能型居宅介護事業（さくら若浜）の経営
- (ク) 小規模多機能型居宅介護事業（さくら亀ヶ崎）の経営
- (オ) 小規模多機能型居宅介護事業（さくら余目）の経営
- (コ) 小規模多機能型居宅介護事業（さくら遊佐）の経営
- (ヤ) 小規模多機能型居宅介護事業（さくら平田）の経営
- (マ) 小規模多機能型居宅介護事業（さくら鶴岡）の経営
- (ケ) 小規模多機能型居宅介護事業（さくら村山）の経営

(3) 公益事業

- (イ) 居宅介護支援事業（さくらホーム）の経営

- (ロ) 居宅介護支援事業（さくらホーム山形）の経営
- (ハ) 酒田市地域包括支援センターまつやまの経営
- (ニ) 介護予防支援事業の経営
- (4) 収益事業
 - (イ) 介護施設の賃貸

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人さくら福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を山形県酒田市に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第十条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第十一条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第十二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第十三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議長)

第十四条 評議員会の議長は、その都度評議員の互選とする。

(議事録)

第十五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第四章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第十六条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上9名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第十七条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第十八条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第十九条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第二十条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
 - (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
 - (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第二十一条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第二十二条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
 - (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第二十三条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第二十四条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 役員等の損害賠償の免除

(損害賠償責任の免除)

第二十五条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の決議によって免除することができる。

(責任限定契約)

第二十六条 理事（理事長、業務を執行した理事又はこの法人の職員でない者に限る。）、監事又は会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金1万円以上であらかじめ定めた額と社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

第六章 理事会

(構成)

第二十七条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二十八条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第二十九条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第三十条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議長)

第三十一条 理事会の議長は、理事長とする。

(議事録)

第三十二条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第七章 資産及び会計

(資産の区分)

第三十三条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産の四種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 山形県酒田市中牧田字丸福171番地所在のさくらホーム敷地
15,771.86平方メートル
- (2) 老人ホーム 鉄筋コンクリート造陸屋根式階建
一階 3,612.60平方メートル
二階 158.35平方メートル
- (3) 車庫 鉄骨造アルミニウム板葺平屋建
79.80平方メートル
- (4) 機械室 鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建
6.25平方メートル
- (5) 寄宿舍 木造合金メッキ鋼板葺二階建
一階 65.06平方メートル
二階 65.06平方メートル
- (6) 寄宿舍 木造亜鉛メッキ鋼板葺二階建
一階 55.78平方メートル
二階 55.78平方メートル
- (7) 山形県酒田市砂越緑町5丁目42所在のグループホームみどり敷地
258.32平方メートル
- (8) 山形県酒田市砂越緑町5丁目43所在のグループホームみどり敷地
467.48平方メートル
- (9) 山形県酒田市砂越緑町5丁目43番地・34番地3・42番地所在のグループホーム・老人保健施設 木・鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建
623.65平方メートル
- (10) 山形県酒田市広野字末広102番1所在のさくらホーム広野敷地
12,237.05平方メートル
- (11) 山形県酒田市砂越緑町5丁目34番3所在のグループホームみどり敷地

- 289.52平方メートル
- (12) 山形県酒田市広野字末広102番地1所在の養護院 鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺二階建
 一階 3,410.94平方メートル
 二階 2,248.55平方メートル
- (13) 機械室 鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建
 10.00平方メートル
- (14) 物置 鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建
 7.00平方メートル
- (15) 物置 木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
 9.91平方メートル
- (16) 寄宿舍 木造合金メッキ鋼板葺二階建
 一階 65.06平方メートル
 二階 65.06平方メートル
- (17) 山形県西村山郡河北町谷地字砂田207番地1所在の養護院 木造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
 595.00平方メートル
- (18) 山形県東田川郡三川町大字青山字箴元22番1所在のグループホームみかわ敷地
 1,240.91平方メートル
- (19) 山形県酒田市字西田12番5所在の養護院 木造合金メッキ鋼板葺平屋建
 669.46平方メートル
- (20) 山形県東田川郡三川町大字青山字箴元22番地1所在の養護院 木造合金メッキ鋼板葺二階建
 一階 621.54平方メートル
 二階 56.12平方メートル
- (21) 山形県酒田市住吉町8番3所在の多機能さくら住吉町敷地
 462.81平方メートル
- (22) 山形県酒田市住吉町8番地3所在の老人保健施設木造合金メッキ鋼板葺平屋建
 273.49平方メートル
- (23) 山形県酒田市広野字末広105番5所在の多機能さくら広野敷地
 2,270.00平方メートル
- (24) 山形県酒田市広野字末広105番地5所在の老人保健施設 木造ルーフィング・合金メッキ鋼板葺平屋建
 317.29平方メートル
- (25) 山形県酒田市字西田12番5所在のグループホームまつやま敷地
 2,126.28平方メートル
- (26) 山形県酒田市字西田15番地4・5所在の老人保健施設 木造合金メッキ鋼板葺平屋建
 304.15平方メートル
- (27) 山形県酒田市東泉町6丁目1番地9所在の老人保健施設 木造合金メッキ鋼板葺平屋建
 720.62平方メートル
- (28) 山形県酒田市若浜町82番地1所在の老人保健施設 木造合金メッキ鋼板葺平屋建
 326.18平方メートル
- (29) 山形県酒田市亀ヶ崎5丁目2番地2、4番地所在の老人保健施設 木造瓦葺平屋建
 306.50平方メートル
- (30) 山形県酒田市字西田17番1所在の短期入所生活介護事業所さくらの里敷地
 3,621.53平方メートル
- (31) 山形県酒田市字西田17番地1所在の養護院 木造合金メッキ鋼板葺平屋建
 1,237.24平方メートル
- (32) 山形県酒田市字山田32番2所在の介護予防センターさくらの里敷地
 2,989.96平方メートル
- (33) 山形県酒田市字山田32番地2所在の老人保健施設 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平屋建
 383.76平方メートル

- (34) 山形県酒田市亀ヶ崎4丁目9番地、8番地、8番地6所在の老人保健施設 木造合金メッキ鋼板葺平屋建
223.71平方メートル
- (35) 山形県酒田市字山田3番1所在の介護予防センターさくらの里敷地
480.00平方メートル
- (36) 山形県酒田市字山田3番地1所在の事務所 木造合金メッキ鋼板葺平屋建
147.77平方メートル
- (37) 山形県東田川郡庄内町余目字矢口7番地1所在の老人保健施設 木造合金メッキ鋼板葺平屋建
330.54平方メートル
- (38) 山形県飽海郡遊佐町遊佐字南大坪1番地5所在の老人保健施設 木造合金メッキ鋼板葺平屋建
323.64平方メートル
- (39) 山形県酒田市砂越緑町4丁目2番所在の多機能さくら平田敷地
593.03平方メートル
- (40) 山形県酒田市砂越緑町4丁目2番地所在の老人保健施設 木造瓦葺二階建
一階 272.36平方メートル
二階 63.49平方メートル
- (41) 山形県酒田市亀ヶ崎4丁目9番1番所在のグループホーム亀ヶ崎敷地
95.00平方メートル
- (42) 山形県酒田市亀ヶ崎4丁目9番1番所在のグループホーム亀ヶ崎敷地
251.00平方メートル
- (43) 山形県西村山郡河北町谷地字砂田206番地1・207番地1所在のデイサービスセンター木造合金メッキ鋼板葺平屋建
216.05平方メートル
- (44) 山形県鶴岡市西新斎町3番地6所在の老人保健施設 木造合金メッキ鋼板葺二階建
一階 311.50平方メートル
二階 68.30平方メートル
- (45) 山形県酒田市若浜町8番14所在の多機能さくら若浜敷地
173.00平方メートル
- (46) 山形県酒田市亀ヶ崎4丁目8番9番所在のつどいの家亀ヶ崎敷地
304.42平方メートル
- (47) 山形県酒田市亀ヶ崎4丁目8番9番6所在のつどいの家亀ヶ崎敷地
226.53平方メートル
- (48) 山形県山形市嶋北3丁目14番地5・14番地4・14番地6所在の養護院 鉄骨造陸屋根四階建
一階 1,405.46平方メートル
二階 1,194.99平方メートル
三階 1,478.01平方メートル
四階 1,478.01平方メートル
- (49) 山形県村山市大字富並字新宿1469番地9所在のグループホーム・養護院 木造合金メッキ鋼板葺平屋建
987.36平方メートル
- (50) 山形県酒田市亀ヶ崎4丁目8番地・9番地・9番地1所在の養護院 木造合金メッキ鋼板葺平屋建
272.62平方メートル
- (51) 山形県飽海郡遊佐町遊佐字南大坪1番5所在の多機能さくら遊佐敷地
1,032.98平方メートル
- (52) 山形県飽海郡遊佐町遊佐字南大坪1番6所在の多機能さくら遊佐敷地

- 289.35平方メートル
- (53) 山形県天童市大字長岡字焼谷原1931番所在のさくらホーム天童敷地
1,148.00平方メートル
- (54) 山形県西村山郡大江町大字左沢字内町528番1所在のグループホーム大江敷地
128.23平方メートル
- (55) 山形県西村山郡大江町大字左沢字内町529番1所在のグループホーム大江敷地
106.71平方メートル
- (56) 山形県西村山郡大江町大字左沢字内町527番1所在のグループホーム大江敷地
28.50平方メートル
- (57) 山形県西村山郡大江町大字左沢字内町528番2所在のグループホーム大江敷地
133.22平方メートル
- (58) 山形県西村山郡大江町大字左沢字内町529番2所在のグループホーム大江敷地
117.73平方メートル
- (59) 山形県天童市大字長岡字焼谷原1930番地・1929番地・1931番地・1932番地所在
の養護院 鉄骨造陸屋根四階建
一階 1,682.10平方メートル
二階 1,519.70平方メートル
三階 967.56平方メートル
四階 967.56平方メートル
- (60) 山形県西村山郡大江町大字左沢字内町536番地1・528番地1・528番地2・529番地
1・529番地2・530番地1・530番地2・536番地3所在のグループホーム 木造合金
メッキ鋼板葺二階建
一階 608.69平方メートル
二階 79.32平方メートル
- (61) 山形県酒田市住吉町8番1所在の多機能さくら住吉町敷地
138.84平方メートル
- (62) 山形県酒田市住吉町8番2所在の多機能さくら住吉町敷地
161.28平方メートル
- (63) 山形県酒田市山居町2丁目4番地10所在のデイサービスセンター鉄骨造陸屋根二階建
一階 622.33平方メートル
二階 209.21平方メートル
- (64) 山形市嶋北3丁目10番地6・10番地5・10番地9・10番地10所在のグループホーム
木造亜鉛メッキ鋼板葺二階建
一階 301.24平方メートル
二階 298.94平方メートル
- (65) 山形県酒田市亀ヶ崎4丁目92番所在のつどいの家亀ヶ崎敷地
339.77平方メートル
- (66) 山形県酒田市亀ヶ崎4丁目95番1所在のグループホーム亀ヶ崎敷地
605.19平方メートル
- (67) 山形県酒田市亀ヶ崎4丁目96番所在のグループホーム亀ヶ崎敷地
87.05平方メートル
- (68) 山形県酒田市亀ヶ崎4丁目92番地1・89番地・91番地・92番地・95番地1・96番地
所在のグループホーム木造合金メッキ鋼板葺平家建
541.90平方メートル
- (69) 山形県山形市嶋北三丁目10番10の寄宿舍 木造亜鉛メッキ鋼板葺二階建
一階 55.76平方メートル
二階 55.76平方メートル
- (70) 山形県酒田市字山田33番地1・33番地5所在の寄宿舍 木造かわらぶき平家建
182.31平方メートル

- (71) 山形県酒田市字山田33番1所在の寄宿舍敷地
490.10平方メートル
- (72) 山形県酒田市字山田33番5所在の寄宿舍敷地
437.10平方メートル

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産及び収益事業用財産は、第41条に掲げる公益を目的とする事業及び第42条に掲げる収益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三十四条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て山形県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、山形県知事の承認は必要としない。

- 一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三十五条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三十六条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三十七条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告

- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三十八条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三十九条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第四十条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第八章 公益を目的とする事業

(種別)

第四十一条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 居宅介護支援事業（さくらホーム）の経営
- (2) 居宅介護支援事業（さくらホーム山形）の経営
- (3) 酒田市地域包括支援センターまつやまの経営
- (4) 介護予防支援事業の経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第九章 収益を目的とする事業

(種別)

第四十二条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

- (1) 介護施設賃貸業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(収益の処分)

第四十三条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。）に充てるものとする。

第十章 解散

(解散)

第四十四条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第四十五条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第十一章 定款の変更

（定款の変更）

第四十六条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、山形県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を山形県知事に届け出なければならない。

第十二章 公告の方法その他

（公告の方法）

第四十七条 この法人の公告は、社会福祉法人さくら福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

（施行細則）

第四十八条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	佐藤	芳明
理事	佐藤	正視
理事	阿部	藤一郎
理事	菅原	與喜夫
理事	佐藤	豊
理事	五十嵐	成
理事	渋谷	雄三
理事	斎藤	哲夫
監事	佐藤	誠
監事	高木	喜一

2 この定款は、平成8年6月3日から施行する。

3 この定款は、平成10年3月2日から施行する。

4 この定款は、平成12年2月15日から施行する。

5 この定款は、平成12年5月31日から施行する。

6 この定款は、平成13年5月7日から施行する。

7 この定款は、平成13年7月18日から施行する。

8 この定款は、平成14年1月7日から施行する。

- 9 この定款は、平成14年 2月19日から施行する。
- 10 この定款は、平成14年 3月28日から施行する。
- 11 この定款は、平成15年10月 2日から施行する。
- 12 この定款は、平成15年10月18日から施行する。
- 13 この定款は、平成15年12月19日から施行する。
- 14 この定款は、平成16年 6月30日から施行する。
- 15 この定款は、平成16年12月11日から施行する。
- 16 この定款は、平成16年12月17日から施行する。
- 17 この定款は、平成17年 8月30日から施行する。
- 18 この定款は、平成18年 3月27日から施行する。
- 19 この定款は、平成18年12月28日から施行する。
- 20 この定款は、平成19年 3月30日から施行する。
- 21 この定款は、平成19年 7月11日から施行する。
- 22 この定款は、平成19年11月14日から施行する。
- 23 この定款は、平成20年 5月 1日から施行する。
- 24 この定款は、平成20年11月13日から施行する。
- 25 この定款は、平成21年 3月10日から施行する。
- 26 この定款は、平成21年 5月12日から施行する。
- 27 この定款は、平成21年 7月28日から施行する。
- 28 この定款は、平成21年 9月30日から施行する。
- 29 この定款は、平成22年 3月29日から施行する。
- 30 この定款は、平成22年 6月29日から施行する。
- 31 この定款は、平成22年10月29日から施行する。
- 32 この定款は、平成23年 1月26日から施行する。
- 33 この定款は、平成23年 5月 2日から施行する。
- 34 この定款は、平成23年 5月23日から施行する。
- 35 この定款は、平成23年 7月27日から施行する。
- 36 この定款は、平成23年10月26日から施行する。
- 37 この定款は、平成23年12月27日から施行する。
- 38 この定款は、平成24年 3月23日から施行する。
- 39 この定款は、平成24年 6月12日から施行する。
- 40 この定款は、平成25年 4月22日から施行する。
- 41 この定款は、平成25年 6月11日から施行する。
- 42 この定款は、平成25年 9月30日から施行する。
- 43 この定款は、平成25年12月26日から施行する。
- 44 この定款は、平成26年 4月 3日から施行する。
- 45 この定款は、平成26年11月21日から施行する。
- 46 この定款は、平成27年 1月 7日から施行する。
- 47 この定款は、平成28年 3月24日から施行する。
- 48 この定款は、平成28年 6月17日から施行する。
- 49 この定款は、平成28年10月 7日から施行する。
- 50 この定款は、平成29年 4月 1日より施行する。(山形県知事認可日：平成29年1月30日)
ただし、第33条第2項については、山形県知事の認可日より適用する。
- 51 この定款は、平成30年 9月 4日から施行する。
- 52 この定款は、令和 元年 8月20日から施行する。
- 53 この定款は、令和 2年 7月29日から施行する。
- 54 この定款は、令和 3年 7月20日から施行する。
- 55 この定款は、令和 4年 8月 3日から施行する。
- 56 この定款は、令和 5年 4月18日から施行する。

57 この定款は、令和 5年 7月31日から施行する。